

広島市告示第324号
令和6年6月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 広島センター・基町ビル
- (2) 所在地 広島市中区基町10番地11ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

- エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
代表取締役 辻上 広志
東京都千代田区外神田四丁目14番1号
- 株式会社広島バスセンター
代表取締役 及川 享
広島市中区基町6番27号
- 株式会社そごう・西武
代表取締役 劉 勁
東京都豊島区南池袋一丁目18番21号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 別紙のとおり。
(変更後) 別紙のとおり。
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 別紙のとおり。
(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

令和6年5月31日

5 届出年月日

令和6年5月30日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年6月6日から令和6年10月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和6年10月6日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

《広島センタービル》

・そごう広島本館・広島バスセンターテナント

【開店時刻】午前 10 時

※但し、①毎年 12 月 30・31 日は地下 1 階・2 階の食品売場のみ午前 9 時 30 分

②毎年 1 月 2 日は全館午前 9 時 30 分

【閉店時刻】午後 8 時

※但し、年間 10 日以内に限り、午後 10 時

《NTT クレド基町ビル》

・そごう広島店新館・パセーラテナント

【開店時刻】午前 10 時 ※但し、毎年 1 月 2 日は全館午前 9 時 30 分

【閉店時刻】午後 8 時 ※但し、年間 10 日以内に限り、午後 10 時

(変更後)

《広島センタービル》

・そごう広島店本館・広島バスセンターテナント

【開店時刻】午前 10 時

※但し、①毎年 12 月 30・31 日は地下 1 階・2 階の食品売場のみ午前 9 時 30 分

②毎年 1 月 2 日は全館午前 9 時 30 分

【閉店時刻】午後 8 時

※但し、①年間 10 日以内に限り、午後 10 時

《NTT クレド基町ビル》

・パセーラテナント

【開店時刻】午前 8 時 ※地下 1 階のみ午前 7 時 30 分

※ホテル棟コンビニのみ午前 6 時

【閉店時刻】午後 10 時 ※地下 1 階及びホテル棟コンビニのみ翌午前零時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No.	利用時間帯
駐車場 No.1 広島センタービル駐車場	午前 7 時 30 分～午後 10 時 30 分
駐車場 No.2 基町クレドパークینگ	午前 7 時 30 分～翌午前零時 30 分

(変更後)

駐車場No.	利用時間帯
駐車場 No.1 広島センタービル駐車場	午前 7 時 00 分～午後 10 時 30 分
駐車場 No.2 基町クレドパークینگ	午前 7 時 30 分～翌午前零時 30 分